最終更新日：2015年7月8日

株式会社昭文社
代表取締役社長 黒田茂夫
問合せ先：経営管理部 TEL: 03-3556-8171
証券コード：9475
http://www.mapple.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実につきましては、経営上重要な課題のひとつであると位置付けております。
当社におきましては、事業活動を通じて利益をあげ、株主価値を継続的に増大させることが重要であると考えております。変化の激しい現代社会においてそれを実現するためには、機動的な経営判断と効率的な行動力が不可欠でありますが、その状況においても経営の健全性と透明性を維持できるような体制を確保するためにも、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
黒田　敏夫	3,574,500	20.65
黒田　茂夫	1,699,500	9.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,023,000	5.91
昭文社社員持株会	653,100	3.77
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	467,200	2.69
株式会社三井住友銀行	347,500	2.00
株式会社ファウンダー・マップル	180,000	1.03
株式会社エムティーアイ	174,000	1.00
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人　シティバンク銀行株式会社)	165,800	0.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	163,800	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤　敬太郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤　敬太郎	○	―――	〔社外取締役選任理由〕 同氏は、経営者として豊富な経験と幅広い人脈を有しており、当社の経営においても様々な観点からアドバイスいただくことが可能であると判断し選任しております。 〔独立役員指定理由〕 当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断し指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、連携を常に取りながら、業務連絡会を随時開催し、監査の経過・結果の報告を受けるとともに、内部統制システムの状況について詳細な報告を受け、それらについての意見交換を行っております。
内部監査におきましては、経営管理本部内にある経営管理部が会社全般を掌握しておりますが、内部監査部門の独立性を重視し、業務担当部門から独立した社長直轄の専門部署として内部監査室を設置し、常に独立した立場で各部署に対する監査と検証を行うとともに、監査役や会計監査人とも連携を取り、監査体制の充実を図っております。また、内部監査室は監査役会の監査業務の補助等を行うことで監査役監査業務の向上を可能としております。
内部監査室における監査結果につきましては、代表取締役に報告されるとともに、監査役にも報告されます。また、内部監査室につきましては、定期的に監査役会に出席し、意見交換するとともに、内部統制管理部門である経営管理部とも連携を図り、内部統制システムにおける問題点等を検証し、改善すべき対処法を検討しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関　聡介	弁護士													
桑野　雄一郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関　聡介	○	――	〔社外監査役選任理由〕 同氏は弁護士資格を有しており、法令・企業統治等に関する専門的な見識を幅広く有しております。 また、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているため、コンプライアンス面における監視機能を十分に発揮できるも のと判断し選任しております。

			〔独立役員指定理由〕 同氏は当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分に確保されていると判断し指定しております。
桑野　雄一郎	○	―――	〔社外監査役選任理由〕 同氏は弁護士資格を有しており、法令・企業統治等に関する専門的な見識を幅広く有しております。 また、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているため、コンプライアンス面における監視機能を十分に発揮できるものと判断し選任しております。 〔独立役員指定理由〕 同氏は当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分に確保されていると判断し指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績連動型報酬制度は導入しておりませんが、取締役の使命は常に業績の向上にあると認識し、当初目標とする業績を達成できた場合には、役員賞与の支給をすることで取締役へのインセンティブとしております。
なお、ストックオプション制度については、当社取締役のみではなく、当社監査役、当社従業員、子会社取締役、子会社従業員へも付与する条件となっております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指し、意欲および士気を向上するため、付与対象者に業績達成条件付新株予約権を有償発行いたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容は役職区分ごとに、報酬等の総額、基本総額、退職慰労金及び退職慰労金繰入額、対象となる役員の員数を記載しております。

有価証券報告書での開示内容は以下のとおりです。

役職区分	報酬等の総額	基本報酬	退職慰労金及び退職慰労金繰入額	対象となる役員の員数
取締役	137百万円	108百万円	28百万円	5名
監査役	9百万円	8百万円	0百万円	1名

社外監査役	9百万円	8百万円	0百万円	2名

いずれの金額も使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査部門の独立性を重視し、業務部門から独立した、社長直轄の専門部署として設置された内部監査室が社外監査役のサポートを担当しております。また会議の議事録や重要書類等につきましては、社外監査役が常時閲覧可能な状態で保存しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔取締役会〕
取締役会は毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催できる体制をとるべく、取締役の人数を少数に絞り、経営判断の迅速性と適正化を向上させております。取締役会では、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項を審議するとともに、各事業部における業務の進捗状況についての報告がなされております。

〔経営会議〕
重要事項の審議につきましては、全社的な立場からの的確な判断が迅速に行えるよう、取締役及び各本部長等が出席する経営会議を原則として週1回及び必要がある場合には適時開催し、積極的討議が十分に行われる体制をとっております。

〔会計監査人〕
当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を、有限責任監査法人トーマツに依頼しております。2015年3月期に当社の会計監査を担当した公認会計士は、指定有限責任社員、業務執行社員阿部功氏、指定有限責任社員、業務執行社員中島達弥氏であります。なお、その他に監査業務に係る補助者として、公認会計士5名、会計士補等4名が監査業務に携わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は現在社外取締役を1名選任するとともに、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、監査役3名が取締役会等重要会議に常に出席し、意見を述べるとともに、業務執行における適法性、妥当性の監査を行うことにより、経営の監視機能としましては、十分機能する体制が整っているものと判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。
また、社外監査役2名は、両名とも弁護士資格を有する人材であり、コンプライアンスの面における監視機能も、十分であると判断しております。
なお、社外取締役および社外監査役と当社の間には、人的関係、資本関係または取引関係その他の重要な利害関係はありません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第56期定時株主総会の招集通知は、法定期日の3営業日前の2015年6月8日に発送しております。
その他	株主総会では事業報告の内容をビジュアルで紹介し、事業内容や業績について分かりやすくお伝えするように努めております。 株主総会議案の議決権行使結果について、臨時報告書を提出しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回、第2四半期決算および本決算発表後に開催し、IR担当役員による業績説明及び代表取締役による今後の経営方針の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	〔IR資料〕 決算短信、有価証券報告書、IRニュース、年次報告書、決算説明会資料等を掲載しております。 〔IRに関するURL〕 http://www.mapple.co.jp/corporate/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役経営管理本部長　大野真哉 IR担当部署：経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業倫理綱領に「ステークホルダーの期待を裏切らないよう誠実かつ確実に業務の邁進に努める」と規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の企業倫理綱領に「会社・ステークホルダーに関わる企業秘密や未公表の社内情報などを外部に洩らしてはならない」「重要事項や秘密事項を特定の第三者にのみ開示することはインサイダー取引に関わるために行わない」等、情報提供に関する事項を規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築に関する基本方針
当社は、内部統制システムの基本方針について平成27年4月30日開催の取締役会において基本方針の決定（一部改訂）を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「昭文社企業倫理綱領」に定める「行動規範」や「コンプライアンスガイドライン」等コンプライアンス体制に係る規定に基づき、取締役及び使用人が法令・定款を常に遵守し、倫理を尊重した行動を取るよう徹底する。
コンプライアンス担当役員を置くとともに、総務部法務課を「コンプライアンス担当部署」として位置づけ、コンプライアンス上重要と思われる事項について検討するとともに、「昭文社企業倫理綱領」を取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス違反等について、通常の職制を通じた報告制度と別に直接情報提供を行える仕組みとして公益通報者保護規程を定めるとともに、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、コンプライアンス経営の強化を図る。
内部監査部門は、コンプライアンスの状況についても監査を実施し、その結果を報告する体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報（特に取締役の意思決定や取締役への報告事項等）について、情報セキュリティ管理規程、営業秘密管理規程、文書管理規程等に基づき文書または電磁的媒体（以下文書等という。）に記録し、適切に保存・管理する。
保存された文書等は、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、損失の危機の管理について、リスク管理担当役員を置くとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関するリスク管理規程の制定、マニュアルの策定等を行う。
また、組織横断的に各業務におけるリスクの識別と対応について明確にし、全社員への啓蒙教育を行うことで、リスクを未然に防止し、リスクが
発生した場合にも迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限度に抑えられる体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、意思決定機関である取締役会において的確な判断が迅速に行えるよう、取締役及び各本部長が出席する「経営会議」等を定期的及び必要性がある場合には適時開催し、取締役会付議事項や重要事項について事前に積極的討議を行う。
また、中期経営計画や年度事業計画を適宜策定することで、各部門における具体的目標とスケジュールを明確化し効率的な活動ができる体制を築くとともに、その進捗状況を常に監視し計画実現に向けて邁進できる体制とする。
ITの主管部署を設置し、業務の効率化、迅速化及び適正性を確保するために、IT環境の整備を行う。
組織規程、職務権限規程、契約承認規定に基づき、各取締役の責任と執行手続きを明確にする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき子会社管理担当部署を設け、取締役等の職務の執行状況について定期的に報告を受けるとともに、子会社に関する情報を常に詳細に入手し管理すべく、子会社社長との議論、意見交換の場を設ける。
また、当社役員もしくは管理職使用人を子会社の取締役もしくは監査役として派遣し、グループの事業方針に合った意思決定がなされるよう指導、監視する。
コンプライアンス体制やリスク管理体制においても、グループ全体としての方針に沿った活動が行われるような体制を築き、各種規定及びマニュアルを作成するとともに、その運用状況についても監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査室長は、監査役と常に連携を持ちながら監査業務を遂行するとともに、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて当社使用人に監査役の職務を補助させるものとする。
当社は、当該使用人の任命、異動、人事考課について、監査役会の意見を聴取し尊重したうえで行うものとし、その指揮命令権は監査役にあり、取締役からの独立性を確保する。
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従い、当該職務に優先して従事する。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループの業務や業績に対して重要な影響を与える事項や職務執行に関する法令違反、定款違反及び不法行為の事実や、当社グループに著しい損害を与える事実を発見した場合には、遅滞なく当社監査役に報告するものとする。また、当社監査役は必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
当社は、当社の監査役への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還等については、その適正性に留意しつつ、監査役の請求に従い処理をする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、会計監査人や内部監査室との連携、子会社の監査役との連絡会の開催等の体制を構築する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制
（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
1.当社の企業倫理綱領担当取締役を責任者とし、当社総務部を担当部署とする。

2.警察署や弁護士等との連携を図り、問題に対処してゆく。
3.関係行政機関や関係団体等からの情報収集に努める。
4.倫理綱領に基本的な考え方を定めるとともに、周知徹底を図る。

以上

参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にまとめて記載しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、法令遵守を最重要事項ととらえるとともに、株主及び投資者の皆様への適時、適切な会社情報の開示に努めております。具体的な社内体制といたしましては、経営管理部を開示担当部署と位置付け、経営管理部担当役員を「情報取扱責任者」とし、以下の体制のもと行っております。

情報取扱責任者は、「内部情報管理規程」等に基づき役員及び従業員からの内部情報をつかさどる総務部や、経営全般、会社全体の管理・総括を行なうとともに、子会社・関連会社の管理を担当する経営管理部、会社の財務状況を管理する経理部と常に連携し、各部署における情報を集約し管理しております。また、取締役及び各本部長が出席する経営会議にも出席し、各本部における状況や様々な情報に関する報告を受けております。また取締役会にも必ず出席し、決定事項に伴う情報についても管理しております。

このようにして入手される多くの情報について、情報取扱責任者は開示担当部署である経営管理部と情報の共有化を常に図るとともに、その内容等の検討を行い「適時開示規則」に基づき適時開示の必要性の有無の判断を行っております。そこにおいて開示の必要性がある、または重要性が高いと判断される情報については、迅速に代表取締役に報告するとともに、早急に臨時取締役会を開催し適時開示の決議・承認を受けたうえで、適時開示規則に準拠した方法により東京証券取引所において適時開示するものとしております。適時開示した情報につきましては、東京証券取引所における開示後速やかに、当社ホームページへの掲載や記者クラブへの発表等も行っております。

また、子会社等に関する情報につきましては、担当部署である経営管理部を通じ報告を受けるだけにとどまらず、子会社等の代表者とも常に直接連携を取ることで情報開示が遅れることのないよう、適時開示のための体制をとっております。

参考資料　：　模式図

